

「(仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社瀬戸ウィンドヒルが、愛媛県西宇和郡伊方町において、「瀬戸ウィンドヒル発電所」(総出力11,000kW、単機出力1,000kWの風力発電設備11基)の跡地に、総出力15,740kW、単機出力4,200kWの風力発電設備4基を設置する事業である。

今日の地球温暖化の危機的状況において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和3年10月22日閣議決定)では、2050年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについては、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組むこととしている。風力発電を含む再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

また、伊方町は本事業の出資に参画し、脱温暖化を目指す町づくりを基本施策とした再生可能エネルギーの導入・活用を推進しており、風力発電事業を町のシンボル及び観光資源の一つと位置づけている。

本事業については、事業計画を検討するにあたり、既存の管理用道路及び風車ヤードを利用することにより、改変面積を最小化するなど一定の配慮が認められる。

一方、対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であり、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが重要となる地域に位置している。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているハヤブサ等の飛翔が確認されているほか、「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月環境省)で絶滅危惧類に分類されているサシバ、準絶滅危惧種に分類されているハイタカ、ハチクマ等の渡り鳥の飛翔も確認されている。さらに、対象事業実施区域の周辺では、サシバの営巣及び繁殖が確認されている。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査について

- ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

(3) 累積的な影響について

- ア 対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図るため、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。
- イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、風力発電設備の設置予定位置と最寄りの住居との距離は約500mと近接している。本事業の実施により、建設機械の稼働に伴い騒音レベルが現況より最大14dB増加する予測結果となっている。このため、近隣住民の生活環境への影響が十分に低減されていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているハヤブサ等の飛翔が確認されているほか、「環境省レッドリスト2020」で絶滅危惧 類に分類されているサシバ、準絶滅危惧種に分類されているハイタカ、ハチクマ等の渡り鳥の飛翔も確認されている。また、対象事業実施区域の周辺では、サシバの営巣及び繁殖が確認されている。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認される等、重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、渡り鳥の移動経路等に係る調査、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれが高い季節及び時間帯の稼働調整等の追加的な

環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。